

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：34301  
研究種目：基盤研究(C) (一般)  
研究期間：2014～2016  
課題番号：26380718  
研究課題名(和文) 移行期正義の社会的影響に関する比較社会学的研究

研究課題名(英文) Sociology of transitional justice

## 研究代表者

阿部 利洋 (Abe, Toshihiro)

大谷大学・文学部・教授

研究者番号：90410969

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、各国で行われてきた移行期正義(TJ)プログラムに対して、社会学的なアプローチから新たな知見を提供することを目的として遂行された。とりわけアフリカ・アジアにおけるTJの実証データの検討を通じて、(1)当該移行期社会の条件を反映させるTJ認識の必要性と、(2)これまで「TJの失敗」と評されてきた事例に並行して、当該社会の多様なアクターが比較的自律的な活動を、場合によってはTJプログラムの不十分な遂行を補足するかのよう展開する実態が頻繁に確認されるという事実が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This research project has been implemented with an aim to provide a baseline for a sociology of transitional justice. In assessing the past TJ cases, some scholars might declare the outcomes a failure in light of the official objectives, such as the embodiment of legal justice in a form that many locals agree with, national reconciliation, and empowerment of the vast majority of victims. However, the approach of this research proposes to pay attention to the by-products of a TJ project, even if that does not correspond to the official goal. This approach also seeks to grapple with a transitional society in a more nuanced manner. The merits of this approach should be examined in a longer timespan, including the period after the justice project is completed.

研究分野：社会学

キーワード：移行期正義 移行期社会 紛争 民主化 国際法廷 真実委員会 社会運動 ドラマトゥルギー

## 1. 研究開始当初の背景

冷戦終結後の国際社会は、頻発する内戦や民主化の流れを受けて、体制転換や紛争終結後に、過去の不正・被害・政治責任をどのように取り扱えばよいのか、という問いに直面してきた。それに対して移行期正義 (Transitional Justice=TJ) という枠組が、個々の犯罪行為ではなく、上記のような社会レベルの問題に取り組むために発展してきた。

TJ の枠組には、一般的に、国際法廷、真実委員会、象徴的補償、制度改革、治安部門改革といった制度・活動が含まれ、「大規模な過去の不正に取り組む社会的な試みに関連づけられる広範なプロセスかつメカニズムであり、説明責任を果たし、正義を遂行し、和解を達成することを目的とする」( *Report of the Secretary-General on the Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post Conflict Societies*, UN Doc. S/2004/616 ) ものと説明される。

TJ はまた、新体制が通常の内国司法により解決を図るための人的・物的資源を十分に持たず、公的機関の正当性が国民に十分に受容されておらず、従って、その活動を通じて新体制に対する承認を取り付け、正当性の確立を図る目的の下で行われるものでもある。このような TJ は、紛争後・体制転換後の社会が秩序の再建に取り組む際の不可欠の選択肢となる一方で、研究者の間では TJ に対する批判的な言説も多く蓄積されてきた。学術誌『移行期正義国際ジャーナル *International Journal of Transitional Justice*』の編集を数年間務めたハーヴェイ・ヴァインスタイン (Harvey Weinstein) は、TJ の評価をテーマにした特集号の巻頭で、「これまで国連や EU は膨大な資金と資源を、和解や解決といった中身の無い用語に対して費やしてきたが、どの国においても、これといってめばしい成果を上げていないのではないか」と嘆いてみせた (Weinstein 2011)。こうした主張が依拠する TJ のゴールは「社会構成員の多くが政策の正当性を認知し、活動プロセスに積極的に参加し、民主的な手続きにのっとって、新たな国民主体として自己形成する」というものである。しかし、TJ の活動が終了する時点になると、そうした見立てが実現していないことが明らかになり、TJ に対する批判が繰り返されるのである。

本研究は、従来の主要な研究動向を「TJ の成功/失敗に焦点をあてる政策評価のフレームワーク」と捉え、それに対して、社会的なアプローチから新たな知見を提供することをねらいとして計画した。

## 2. 研究の目的

以上のような分野動向の把握にもとづき、本研究は、次の2点を目的として設定した。

(1)1990年代以降、第三世界諸国で発展してきた TJ のバリエーションを網羅的に整理し、その見取り図を提供すること。

(2)社会的な分析枠組み、とりわけ社会運動論の知見を応用することで、TJ の問題点と効果・影響を、実態に即した形で描き出すこと。

後者の方向性は、「社会運動は、エリート、敵手、当局との持続的な相互作用の中での、共通目標と社会的連帯に基づいた、集合的挑戦である」(タロー2006)というオーソドックスな運動理解からすれば、論争的なものである。というのも、TJ は形式上、公的な組織による制度的な取り組みとして行われるからである。しかし、紛争後・体制転換後の社会では、公的な組織は往々にして正当性を欠き、その活動は人々に十分に認知されない。さらに活動過程でローカル政府との関係が悪化し、社会構成員の支持を拡大するために、動員の機会を工夫せざるを得なくなる。TJ は社会運動ではないが、社会運動論のアプローチを採用することによって、TJ を取り巻く否定的な条件との相互作用がより明確になると考えた。

## 3. 研究の方法

本研究の目的を達成するにあたり不可欠であるのが、現地調査を通じた一次資料の収集である。法学・政治学等他分野における先行研究との差異化は、「どのような活動が行われ、どういう反応を喚起し、どの社会問題と関連を持つか」といった点に関する具体的な事例の提示によって行うこととした。これにより、TJ の公式目標とは異なる社会的効果・影響を実証的に議論できるようになる。現地調査を行う際の着眼点は、「TJ 組織・活動が直面する外部要因との対立・葛藤・交渉」と「否定的環境のなかでの動員過程」である。こうして得られた事例を社会的なフレームワークから整理し、より複雑で立体的な効果と影響の実態を描き出す。

とりわけ、これまでの研究動向を通覧する中で、実施国を問わず、TJ に対する批判的な評価が大多数を占める点に注目し、政策評価とは異なる観点から TJ を理解するフレームワークを模索することを出発点とした。

## 4. 研究成果

初年度は、社会運動論的アプローチ応用可能性を検討するところから始めた。これは、TJ 組織 (もしくは TJ を設置するローカル政府) が、社会構成員の承認を無条件に得られているわけではなく、とりわけ広報と動員を通じて自らの正当性をアピールし、その理念と方向性に賛同する人々を増やしていくことで、活動の実効性を高めるねらいを持つ点に着目することで引き出される視点である。こうした視点に基づき、カンボジアでの現地

調査およびイギリスでの資料収集を行った。その結果、TJ 組織側の活動に焦点を当てた分析には社会運動論の観点がある一方、そのプロセスに参加あるいは不参加を表明するローカル当事者について考察を深めるには、また別の枠組みを導入する必要性が明らかになった。たとえば TJ プログラムに参加しつつ公式のものとは異なる意味世界を享受したり、そもそもそうした公式の意味づけに挑戦するために TJ の場に登場したりする人々の能動性をどのように認識することができるか。この課題に対応する社会学的フレームワークを検討するなかで、ドラマトウルギー論の応用可能性を認識するにいたった。

次年度以降は、前年度の理解を踏まえて、移行期正義政策の中でもとりわけ紛争記憶の公的表象、すなわち紛争被害の公式の意味づけに焦点をあてた現地調査を行うと同時に、社会的な文脈・歴史的な背景を異にする複数の移行期正義プログラムを包含する理論的枠組みの整理に取り組んだ。まず、従来、多様な個々のプロジェクト 国際法廷、真実委員会、公職罷免、(象徴的・物的・金銭的) 補償、各種制度改革等 をどこまで移行期正義のカテゴリーに含めるかという点から行われがちであった定義を、移行期正義が行われる「移行期社会」の条件・特徴を反映する形で言い、そこからの偏差によって個別のプロジェクトの性格を認識できるという立場を採用した。次に、移行期正義研究全般にわたる傾向として、どのプロジェクトに対しても否定的な評価が下される点に着目し、それがどのような理由によって生じているのか、検討した。これらは、社会運動論とドラマトウルギーという分析フレームワークのいずれにも親和性があるものと考えられる。結果として、移行期正義プログラムを構成する主要な 4 要件、すなわち公的なアナウンス、動員、公的イベントにおける共通体験、ネーションビルディングのそれぞれの不十分な実施状況が、各プログラムに対する否定的評価の基本的形式であるとの視点を得た。

研究期間を通じて明確になったことは、(1) TJ の分析は移行期社会の条件を反映させる形で行う必要があるということと、結果として(2) TJ の分析が当該移行期社会の分析になるという認識である。この点に関して、本研究の調査を通じて明らかになったのが、従来「TJ の失敗」と評されてきた現実と並行して、ローカル社会の直接・間接のアクターが、比較的自律的な活動を、場合によっては TJ プログラムの不十分な遂行を補足するかのよう展開させる実態が頻りに確認されるという事実である。これは、TJ プログラムの成否に視野を絞っていると認識の対象外とされる事例であるが、移行期社会という枠組みから位置づけることで、その性格を同定できるようにする。本研究では、平成 26 年度

の開始時において検討していた社会運動論に加えて、ドラマトウルギー論のアプローチを採用することで、こうした「TJ の意図せざる結果」を比較社会的な観点から把握し、かつ今後の TJ プロジェクトの分析に応用しうる知見として提示することができた。

#### < 引用文献 >

Weinstein, Harvey M., 2011, 'The Myth of Closure, the Illusion of Reconciliation: Final Thoughts on Five Years as Co-Editor-in-Chief,' *The International Journal of Transitional Justice* 5:1-10.

タロー、シドニー(大畑裕嗣ほか訳)、2006、『社会運動の力 集合行為の比較社会学』彩流社

#### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計7件)

1. 阿部利洋、2017、「解決よりも触発を不透明な時代の社会学」『大谷学報』96(1): 41-59. 査読無

2. Abe, Toshihiro and Obvious Katsaura, 2016, Social Cohesion against Xenophobic Tension: A Case Study of Yeoville, Johannesburg, *African Study Monographs* 37 (2): 55-73. 査読有

3. 阿部利洋、2016、「過去に触れつつ遠ざける 移行期正義における記憶表象」『時間学研究』10: 1-20. 査読無

4. Katsaura, Obvious and Toshihiro Abe, 2016, Mediated Multinational Urbanism: A Johannesburg Exemplar, *Social Dynamics*, 42(1): 106-121. 査読有

5. 阿部利洋、2014、「マンデラの笑顔は問いかける 和解政策というアート」『現代思想』第42巻第3号、152 - 161 頁. 査読無

6. Abe, Toshihiro, 2014, 'Transitional Justice Destined to be Criticised as Failure: Understanding its Uniqueness from African Cases', Ohta, I. et al. eds. *Conflict Resolution and Coexistence: Realizing African Potentials*, African Study Monographs Supplementary Issue 50, pp. 3-23. 査読有

7. Abe, Toshihiro, 2014, 'Standing by/for Their Own Feet: African Soccer Players in Cambodia' in Mine Y. and S. Cornelissen eds., *Africa and Asia: Entanglements in Past and Present* (GRM Program, Doshisha University), pp.201-214 査読無

(1) 研究代表者  
阿部 利洋 (ABE, Toshihiro)  
大谷大学・文学部・教授  
研究者番号：90410969

〔学会発表〕(計4件)

1. 阿部利洋、「過去に触れつつ遠ざける  
移行期正義における記憶表象」、日本時間学  
会学術大会シンポジウム、2016年6月11日  
(京都工芸繊維大学)(京都府京都市)
2. 阿部利洋、「解決よりも触発を 不透明  
な時代の社会学」、大谷学会公開講演、2016  
年6月8日(大谷大学)(京都府京都市)
3. 阿部利洋、「多元的あるいは緊張をはらん  
だ社会状況で相互作用を促進する」、シンポ  
ジウム「文化から日常へ 創造的接合知生  
成のための日常人類学的研究」2015年3月  
21日(京都大学)(京都府京都市)
4. 阿部利洋、「紛争後社会の和解政策を再考  
する：南アフリカの事例を中心に」立命館大  
学生存学研究センター・アフリカセミナー、  
2014年7月11日(立命館大学)(京都府京都  
市)

〔図書〕(計5件)

1. 阿部利洋、2016「想像の共同体」、西村大  
志・松浦雄介共編『映画は社会学する』、208  
- 218
2. Abe, Toshihiro, 2016, Ebb and Flow of  
Assemblage in Cambodian NGO Movements:  
Diaspora Returnees' Human Rights  
Initiatives on the Khmer Rouge Tribunals,  
in Shigeharu Tanabe ed., *Communities of  
Potential: Social Assemblages in Thailand  
and Beyond*, Chiang Mai: Silkworm books,  
85-104.
3. Abe, Toshihiro, 2016, Creating Space  
for Productive Deviance: The Latent  
Function of the Truth and Reconciliation  
Commission of South Africa, in Sam Moyo and  
Yoichi Mine eds., *What Colonialism  
Ignored: 'African Potentials' for  
Resolving Conflicts in Southern Africa*,  
Bamenda: Langaa RPCIG, 173-202.
4. 阿部利洋、2016、「創造的な逸脱の許容  
南アフリカ真実和解委員会と移行期正義」、  
遠藤貢編『武力紛争を越える せめぎ合う  
制度と戦略のなかで』(京都大学学術出版会)  
211 - 238。
5. 阿部利洋、2014、「紛争処理」、『アフリカ  
社会を学ぶ人のために』(松田素二編、世界  
思想社) 266 - 277 頁

6. 研究組織